

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 38(オ)1169	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	室明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 39 年 5 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 38 年 7 月 24 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 73 号 463 頁		

判示事項	公社住宅の不正入居者に対する明渡請求が権利濫用に当たらないとされた事例。
裁判要旨	

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人らの負担とする。	
理 由	
上告代理人飯塚計吉の上告理由について。	
原判決の引用する第一審判決が、その確定した事実関係の下において、被上告人の本訴請求を権利濫用に当たらないとした判断は正当であり、たとい、所論の縷述する事情があるとしても、右の結論を左右するものではないから、原判決に所論の審理不尽の違法があるとはいえない。論旨は採用できない。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外)	

※参考：判例時報 371 号 18 頁